

### 節電に向けた本会の取り組み状況

項 目	対象とする事業等	本会の対策
1 会議・研修の開催場所、時期の変更	「厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修」(7月14日、15日に埼玉県で開催を予定をしていた。) 「整備作業責任者講習会」(9月2日に埼玉県で開催を予定していた。)	11月10日、11日に変更しました。  11月2日に変更しました。
2 法人業務拠点の一時な移転		
3 その他の業務の中止、時期(スケジュール)の変更等	本部事務局、東京試験所、大阪試験所	例年2日間の夏期特別休暇を日数を5日間に延長し、土日をはさんだ連続7日間を節電対策のための一斉特別休暇(業務中止)とする。 夏期特別休暇:平成23年8月11日(木)~17日(水) 残業を自粛する。やむを得ない事情で、時間外勤務を行う場合は、消費電力の少ない早朝出勤とすることで対応する。
4 その他	本部事務局、東京試験所、大阪試験所	空調温度の引き上げ(28度)。 照明の節減。 事務所以外の会議室等は、使用時以外は消灯する。